

東関東選抜吹奏楽大会実施規定

(総 則)

- 第1条** 東関東選抜吹奏楽大会（以下選抜大会という）は、各県より選抜された小学生・中学校・高等学校の吹奏楽団体が参加して毎年6月に実施する。
- 第2条** 実施会場は、その年ごとに東関東吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条** 選出母体となる県吹奏楽連盟は次の通りとする。
栃木県吹奏楽連盟 茨城県吹奏楽連盟
千葉県吹奏楽連盟 神奈川県吹奏楽連盟
- 第4条** 理事会は毎年12月末日までに、翌年度の選抜大会についての参加要項など必要事項を決定する。

(出演団体の決定)

- 第5条** 各県理事長は、加盟団体のうち小学生・中学校・高等学校の団体より第6条に示す参加団体選考基準に基づき、出演校を決定する。

(参加団体選考基準)

- 第6条**
- 1 参加団体数は、大会主管県は6団体、それ以外の県は3団体とする。
ただし、原則として主管県は3団体までの、主管県以外は1団体までの合同バンド（加盟団体小・中・高校生による）の参加を認める。
 - 2 各県代表団体の選出にあたっては、前年度において東関東吹奏楽コンクール出演団体もしくは、それと同等な実力を持つと思われる団体から推薦する。
 - 3 一つの団体が連続して出演することは原則として認めない。ただし、主管県の団体は2年連続までの出演を認める。

(演奏 および 編成)

- 第7条** 参加団体の人員は、自由とする。
- 第8条** 演奏する曲は2曲以上とし、演奏時間は15分以内とする。
- 第9条** 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずに大会に出演することは認めない。
- (注) 1) 作曲者の死後（没後）70年（国によっては50年）を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第10条 演奏順は、1・2・3番については主管県の団体とする。4番以降は、前年度12月に行われる理事会において抽選により決定する。

(審査 および 表彰)

第11条 審査員は5名とし、理事長が委嘱する。

第12条 審査方法は、理事会の定める東関東吹奏楽大会審査内規による。

第13条 表彰は、全ての参加団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
金賞団体の中から最も得点が高い団体にグランプリを、2番目の団体に準グランプリを贈る。
グランプリの団体には優勝旗を、準グランプリの団体には準優勝杯を贈る。

第14条 タイムオーバーの場合は、得点に関わらず銅賞とする。

第15条 全ての参加団体の中から、ヤマハミュージックジャパン賞・バンドジャーナル賞をそれぞれ1団体に贈る。

(経 費)

第16条 参加料は無料とする。

第17条 参加に伴う交通費及び楽器運搬費は東関東吹奏楽連盟で負担する。支払い方法は別に定める。

(演奏に関する諸権利)

第18条 選抜大会参加に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は東関東吹奏楽連盟に帰属し、東関東吹奏楽連盟がこれを利用することについて選抜大会参加者は何らの異議を述べることができない。

- ① ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- ② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
- ③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
- ④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(そ の 他)

第19条 選抜大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第20条 その他開催上の細目については、主管県が定める。

第 21 条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第 22 条 (付則)

- 1 この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 26 年 1 月 26 日 一部改定
- 3 平成 28 年 1 月 24 日 一部改定
- 4 平成 29 年 1 月 29 日 一部改定
- 5 平成 30 年 1 月 28 日 一部改定
- 6 令和 元年 5 月 3 日 一部改定
- 7 令和 元年 6 月 8 日 一部改定